

募集

高島市美術協会公開講座 「写真の部」

- ▼日 時 ①6月12日、②6月19日、③7月10日、④7月24日
いずれも日曜日
10時～正午
- ▼場 所 新旭公民館
※②はしんあさひ風車村
- ▼内 容 ①写真の基礎、②撮影会、③アドバイス、④作品仕上げ
- ▼応募資格 高島市に在住または通勤・通学する高校生以上の写真愛好者
- ▼受講料 1,000円
※実習材料費は受講者負担
- ▼申込締切 5月25日(水)

☎高島市美術協会(熊谷さん)
☎(36)0718
㊦藤樹の里文化芸術会館
公開講座係
☎(32)2461
FAX(32)2460



滋賀いのちの電話 「電話相談員養成講座」

- 生きる希望や気力を失いつつある人に、再び生き抜いていく勇気を持っていただくために、受話器を握るボランティアのひとりになりませんか。
- ▼開講期間 平成23年9月～平成25年3月
 - ▼募集人員 30人
 - ▼応募資格 20歳以上の心身共に健康な方
 - ▼受講料 1年次 34,000円
2年次 12,000円
 - ▼申込締切 8月10日(水)
- ※詳細は、事務局にお問い合わせください。
- ☎・㊦NPO法人
滋賀いのちの電話事務局
☎/FAX077(552)1281

暮らしや仕事に活かせる 「パソコン講座」

- ワードとエクセルの4回連続講座です。
- ≪ワード講座≫
- ・日 時 5月14日から6月4日までの各土曜日
13時～15時(全4回)
 - ・対 象 入力およびマウス操作ができる方
 - ・定 員 10人(申込順)
 - ・受講料 各回1,000円
(別途テキスト代1,000円)
- ≪エクセル講座≫
- ・日 時 5月14日から6月4日までの各土曜日
19時～21時(全4回)
 - ・対 象 データ入力ができる方
 - ・定 員 10人(申込順)
 - ・受講料 各回1,000円
(別途テキスト代1,000円)
- ▼場 所 働く女性の家
▼申込方法 電話・ファックス
受付時間 9時～21時(火～土曜日)
※日・月曜日はファックスのみ
- ☎・㊦働く女性の家
☎/FAX(22)5775

シニア対象「技能講習会」

- ▼日 程 ①フォークリフト技能講習
・日時 6月17日(金)～24日(金)
8時～17時
・場所 クレフィール湖東(東近江市)
 - ・定員 20人(普通自動車免許保持者)
 - ・締切 6月1日(水)
 - ②オフィスクリーニング技能講習
・日時 6月28日(火)～7月7日(木)
10時～16時
・場所 滋賀ビル(JR大津駅前)
 - ・定員 20人
 - ・締切 6月14日(火)
 - ③介護員(ヘルパー2級)養成講習会
・日時 7月4日(月)～11月18日(金)
9時30分～16時30分
・場所 龍谷大学(大津市)
 - ・定員 40人
 - ・締切 6月21日(火)
※定員超過のときは抽選
※詳細は、お問い合わせください。
- ▼対 象 55歳から65歳までの滋賀県内在住者で、ハローワークに求職登録されている方
- ▼参加費 無料
- ☎・㊦滋賀県シルバー人材センター連合会
☎077(525)4128

「お花に親しもう」

- ▼日 時 年間8回(土曜日開催)
第1回目は5月28日(土) 10時～11時30分
 - ▼場 所 マキノ児童館
 - ▼内 容 フラワーアレンジメントや生け花など、様々な手法でお花を楽しみます。
 - ▼対 象 者 市内在住の小学生
 - ▼定 員 20人(申込順)
 - ▼材 料 費 1回500円
 - ▼申込締切 5月13日(金)
 - ▼申込方法 電話・ファックス
- ☎・㊦マキノ児童館
☎(27)8187 FAX(27)8178



ゆめばれっとチャレンジ 支援制度開催講座

- ≪和みのヨーガ講座≫
自然治癒力を高めるやさしいヨーガです。
- ▼日 時 毎月第3木曜日
10時～正午
5月19日～翌年3月15日
※1回のみ参加可
 - ▼場 所 働く女性の家
 - ▼定 員 9人
 - ▼受講料 月額2,000円(アロマオイル代込)
 - ▼持ち物 水、バスタオル(お持ちの方は5本指靴下)
 - ▼申込方法 電話・ファックス
受付時間 9時～21時(火～土曜日)
※日・月曜日はファックスのみ
- ☎・㊦働く女性の家
☎/FAX(22)5775

英語国際交流サロン

- ▼日 程 5月7日(土)、15日(日)、21日(土)、29日(日)
①9時30分～10時30分
②10時45分～11時45分
 - ▼場 所 今津東コミュニティセンター
 - ▼内 容 日本で10年以上の指導経験を持つイギリス出身の講師と気軽に英会話を楽しめます。
 - ▼参加費 (会員)200円(一般)500円
 - ▼定 員 各回10人程度(先着順)
 - ▼申込方法 電話・ファックス・メール
- ☎・㊦高島市国際協会事務局
☎(20)1180
FAX(20)1182
✉tifa@ares.eonet.ne.jp

広告

相続 借金 司法書士による生活問題相談

生活 Q&A 消費者金融と長年お付き合いされていたり、過去に借金を完済したことはありませんか?

「過払い金」が発生している可能性があります。今現在借金がなくても、過去10年以内に違法な金利を支払っていた場合、支払い過ぎていた利息を返してもらうことができます。消費者金融やクレジット会社は大手でも、違法な金利をとっていることがあります。それが「過払い金」といわれるものです。

- ◎ 今現在の借金の整理を司法書士に頼むと、返済が楽になりますか?
A たとえば、消費者金融などからの借金100万円が、適法な金利に計算し直すことによって約20万円程度まで減額されたケースや、逆に過払い金として数十万円の返還を受けたケースがあります。
- ◎ それでも、残った借金は返していかなければならないのですか?
A 返済はしていただく必要がありますが(破産手続きの場合は別です)、消費者金融などとの交渉により、無理のない返済計画を立てることができます。
- ◎ 借金問題について相談したいのですが。
A 当事務所では、事務所に来所されてのご相談はもとより、電話でのご相談も承っております。

司法書士法人 宮・坂口合同事務所

大津市京町 1-1-47 メゾン京町 102 号
相談ダイヤル
☎ 077(511)3098
月～金曜・午前10時～午後5時
●代表司法書士 坂口航一郎(認定番号 512072)

